



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成17年
12月14日
(水曜日)
第 12694号

指定医師名	診療科目	診	療	場	所
尾関 正洋	内科				
富安 夏子	内科	"	"		
岩永 智代	整形外科	"	"		
園田 玲子	内科	"	"		
熊谷 和	内科	"	"		
二神 久雄	外科	"	"		
石井 清久	小児科	"	"		
漢 寛	整形外科	"	"		
木附 京子	小兒科	"	"		
上園 英嗣	整形外科	"	"		
沖田 光紀	神経内科	"	"		
中尾 陽子					
みねクリニツク	三養基郡みやき町大字市武一三三三一番地九				
佐賀市南佐賀一丁目一七番一号	佐賀市南城内二番一七号				
医療法人智仁会佐賀リハビリテーション病院	医療法人賛健会城内病院				
唐津第一病院	唐津市朝日町一〇七一番地四				
唐津市第一病院	佐賀市金立町大字金立二二一五番地二七				
佐賀整肢学園こども発達医療センターワーク	佐賀市諸富町大字諸富津二三〇番地二二				
杵島郡白石町大字福田一二九六番地	医療法人社団博文会小柳記念病院				
白石共立病院	小城市小城町八一五番地一				
医療法人ひらまつ病院					
平成一七・八	指定年月日				

○告示

教育委員会事項

- | | | |
|----------------------|------------|---|
| ○建設業の営業停止処分 | (建設・技術課) | 三 |
| ○平成十七年度第二回製菓衛生師試験の実施 | (生活衛生課) | 四 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (農地整備課) | 五 |
| ○多久市営別府西地区土地改良事業施行決定 | (まちづくり推進課) | 六 |
| ○換地処分届出 | (農地整備課) | 六 |
| ○ | () | 五 |
| ○ | " | 五 |
| ○ | " | 五 |
| ○ | " | 五 |

公告

- | | |
|--------------------|-------------|
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 | (六〇五・障害福祉課) |
| ○道路の区域の変更 | (六〇六・道路課) |
| ○道路の供用開始 | (六〇七・) |
| ○道路の区域の変更 | (六〇八・) |
| ○道路の供用開始 | (六〇九・) |

●佐賀県告示第六百五号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十七年十二月十四日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月十四日から平成十八年一月十
三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十七年十二月十四日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域	後の別
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	二九一番一地先から	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	変更前
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	三〇五番四地先まで	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	メートル員
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	二九一番一地先から	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	三三・八
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	三〇五番四地先まで	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	メートル長
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	二九一番一地先から	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	一二〇・〇
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	三〇五番四地先まで	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	一三五・二
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	二九一番一地先から	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	一〇・五
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	三〇五番四地先まで	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	一三・〇
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	二九一番一地先から	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	一一・〇
唐津市肥前町星賀字大久保甲二	三〇五番四地先まで	唐津市肥前町星賀字大久保甲二	一二・〇

●佐賀県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次の
とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月十四日から平成十八年一月十
三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十七年十二月十四日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 星賀港線	唐津市肥前町星賀字大久保甲二三九一番一地 先から 唐津市肥前町星賀字大久保甲二三〇五番四地 先まで	平成一七・一二・一四

●佐賀県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路
の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月十四日から平成十八年一月十
三日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十七年十二月十四日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域	後の別
神埼郡千代田町大字下板字南四	本松二五四番二地先まで	神埼郡千代田町大字下板字南四	変更前
本松三二一一番一地先から	神埼郡千代田町大字下板字南四	本松三二一一番一地先から	メートル員
神埼郡千代田町大字下板字南一	本松二五四番二地先まで	神埼郡千代田町大字下板字南一	三三・四
神埼郡千代田町大字下板字南一	本松三二一一番一地先から	神埼郡千代田町大字下板字南一	一六五・四
神埼郡千代田町大字下板字南一	本松二五四番二地先まで	神埼郡千代田町大字下板字南一	一五五・五
神埼郡千代田町大字下板字南一	本松三二一一番一地先から	神埼郡千代田町大字下板字南一	七・六
神埼郡千代田町大字下板字南一	本松二五四番二地先まで	神埼郡千代田町大字下板字南一	一〇・一
神埼郡千代田町大字下板字南一	本松二五四番二地先まで	神埼郡千代田町大字下板字南一	七・六
神埼郡千代田町大字下板字南一	本松二五四番二地先まで	神埼郡千代田町大字下板字南一	七・六
神埼郡千代田町大字下板字南一	本松二五四番二地先まで	神埼郡千代田町大字下板字南一	七・六

●佐賀県告示第六百九号

道路法（昭和11十七年法律第百八十四号）第十八条第一項の規定により、次の
じみの道路の供用を開始する。

上の図面を表示した図面は、平成十七年十一月十四日から平成十八年一月十
一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一盤の総観に供
され。

平成十七年十一月十四日

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
一 股国道 二 大四町	神埼郡千代田町大字下板字南四本松 一ノ郷 一 地先から 神埼郡千代田町大字下板字南一木松 五ヶ郷 二 地先より	平成17・11・14

○ 公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成17年度第
2回佐賀県製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成17年12月14日

佐賀県知事 古川 康

1 試験日時及び場所

平成18年3月9日(木)

集合時間 午前9時30分

試験時間 午前10時から正午まで

試験会場 佐賀県職員互助会館(佐賀市城内一丁目6番5号)

2 試験科目

(1) 試験科目 試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実

技

(2) 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能
士で、試験科目の免除を願い出るものについては、上記試験科目のうち製
菓理論及び実技を免除する。

3 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（製菓衛生師法
附則第3項の規定によりみなされる者を含む。以下同じ。）であつて、厚
生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師

として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事し
たもの

(3) 製菓衛生師法施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事して
いた者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業
に従事した期間が、この法律の施行の日において3年を超えているもの又
はこの法律の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成18年2月6日(月)から2月17日(金)まで。ただし、土曜日及び

日曜日は除きます。

なお、郵送の場合は、平成18年2月17日(金)の消印があるものまで受
け付けます。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受験願書提出先

A 県内に住所を有する者は、県内各保健所
B 県外に住所を有する者は、佐賀県健康福祉本部生活衛生課又は県内各

	保健所 郵送の場合は、必ず書留郵便とし「製菓衛生師試験受験願書在中」と 朱書きしてください。	8 衛生師試験受験願書請求」と朱書きしてください。 受験手続に関する問い合わせ先 受験手続その他詳細については、県内最寄りの保健所又は佐賀県健康福祉 本部生活衛生課（電話0952-25-7077）に問い合わせてください。
5 提出書類	(1) 受験願書（所定の様式のもの） (2) 写真 出願前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像で、名刺版無台紙のもの (裏面に氏名を記載すること。) を受験願書の写真欄に貼付してください。	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。 平成17年12月14日
6 受験手数料	9,400円（佐賀県収入証紙を受験願書に貼付すること。） なお、いったん納入された手数料は、いかなる場合でも返還しません。	佐賀県知事 古川 康 1 処分をした年月日 平成17年12月14日 2 処分を受けた者の商号 株式会社チンゼイ 3 主たる営業所の所在地 佐賀県唐津市鎮西町名護屋4225番地5 4 代表者の氏名 宮崎 菊枝 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般-15）第10056号 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止 (1) 停止を命ぜる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの (注1)「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。
7 受験願書用紙の配布場所	(1) 佐賀県健康福祉本部生活衛生課 (郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号) (2) 県内各保健所衛生対策課 (3) 佐賀県菓子工業組合 なお、受験願書を郵送により請求する場合は、請求者の住所、氏名及び 郵便番号を明記し、140円分の切手をはった返信用封筒（角形2号、縦33.2 センチメートル、横24センチメートル）を同封のうえ、封筒の表に「製菓	(注2)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律 第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法 人が発注者であるもの以外の建設工事をいう。
	(2) 期 間	

平成17年12月21日から平成17年12月27日までの7日間

7 処分の原因となつた事実

株式会社チネゼイは、民間会社から直接工事を請け負った有料老人ホームの敷地造成工事において、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結

し、さらに当該工事において、同法第3条第1項の許可を受けずして建設業を営む者との下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第6号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月14日

佐賀県知事 古川 康

1 処分をした年月日 平成17年12月14日

2 処分を受けた者の商号 株式会社大地

3 主たる営業所の所在地 佐賀県伊万里市新天町2番地5

4 代表者の氏名 馬場 武彦

5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般-13）第8632号

6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

(1) 停止を命ぜる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者であるもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成17年12月21日から平成18年1月4日までの15日間

7 処分の原因となつた事実

株式会社大地は、民間会社発注の建築工事に關し、元請として請け負った工事の全部を、発注者の書面による承諾を得ないで、建設業法第22条第1項に違反して他の建設業者に一括して請け負わせた。

このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行つたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月14日

佐賀県知事 古川 康

1 処分をした年月日 平成17年12月14日

2 処分を受けた者の商号 株式会社やましげ

3 主たる営業所の所在地 佐賀県伊万里市新天町向坂口2番地5

4 代表者の氏名 馬場 武彦

5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般-13）第4691号

6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

(1) 停止を命ぜる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が建築一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業を営む。

も者が建築一式工事として請け負った工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成17年12月21日から平成18年1月4日までの15日間

7 処分の原因となつた事実

株式会社やましげは、民間会社発注の建築工事に関し、元請人である他の建設業者が発注者の書面による承諾を得ていないにも関わらず、建設業法第22条第2項に違反して他の建設業者から一括して請け負った。

このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当すると認められる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年12月14日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市古賀町字雉子町462番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市古賀町658番地

伊藤 弘道

決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成18年2月3日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8-1)に提出してください。

平成17年12月14日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

多久市営土地改良事業(基盤整備促進 区画整理)別府西地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年12月15日から平成18年1月19日まで

3 縦覧の場所

多久市役所

富士町長 山口雅久から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、富士町営土地改良事業(さが農業農村振興整備)大串地区の換地処分を平成17年9月29日行った旨届出があつた。

平成17年12月14日

佐賀県知事 古川 康

○ 縦 覧 申 請 書

多久市長 横尾 俊彦から協議のあつた多久市営土地改良事業(基盤整備促進 区画整理)別府西地区の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と

佐賀県知事の御覧に蒙らぬ取扱いを當てるに足る事無き。

平成十七年十一月十四日

●佐賀県教育委員会規則第二十五号

佐賀県教育委員会
委員長 杉 町 誠二郎

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一項の表を次のように改める。

併設型中学校名	併設型高等学校名
佐賀県立致遠館中学校	佐賀県立致遠館高等学校
佐賀県立唐津東中学校	佐賀県立唐津東高等学校

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月十四日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷